

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく報告

平成28年 1月 1日から
同年12月31日まで

平成29年2月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告
(平成28年)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条の規定に基づき、平成28年における通信傍受等に関して下記のとおり報告します。

記

平成28年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表1のとおりである。

また、平成27年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表2のとおりである。

別表 1

番号	傍 受 令 状		通信手段の種類	実 施 期 間				逮捕人員数 (人)	
	請求 (件)	発付 (件)		罪 名 (罰 条)	(日 間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第 1 号 (回)		第 3 号 (回)
1	5	5	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	29	416	83	0	13
					28	336	12	0	
					2	4	0	0	
					10	0	0	0	
					9	30	7	0	
2	3	3	覚せい剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤所持】	携帯電話	30	518	71	0	7
					10	707	29	0	
					30	90	38	0	
3	3	3	覚せい剤取締法違反（同法第41条第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤輸入】	携帯電話	17	166	0	0	0
					17	231	0	0	
					6	181	0	0	
4	1	1	覚せい剤取締法違反（同法第41条第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤輸入】	携帯電話	26	511	30	0	4
5	2	2	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第31条第1項，第3条の13，第31条の3第2項，同第1項前段，第3条第1項，刑法第60条） 【拳銃の発射，拳銃の加重所持】	携帯電話	23	292	0	0	0
					23	666	0	0	

番号	傍 受 令 状		通信 手段の 種類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)	
	請求 (件)	発付 (件)		罪 名 (罰 条)	(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第 1 号 (回)		第 3 号 (回)
6	2	2	銃砲刀剣類所持等取締法違反 (同法第31条第1項, 第3条の 13, 第31条の3第2項, 同第1 項前段, 第3条第1項, 刑法第 60条) 【拳銃の発射, 拳銃の加重所 持】	携帯電話	5	116	12	0	0
					5	37	7	0	
7	8	8	銃砲刀剣類所持等取締法違反 (同法第31条の3第2項, 同第 1項後段, 第3条第1項, 第31 条の8, 第3条の3第1項, 刑法 第60条) 【拳銃の加重所持, 拳銃実包 の所持】	携帯電話	23	217	11	0	6
					21	652	2	0	
					7	243	7	0	
					24	641	7	0	
					3	11	0	0	
					5	81	2	0	
					19	343	3	0	
					24	594	10	0	
8	3	3	銃砲刀剣類所持等取締法違反 (同法第31条の3第1項, 第3 条第1項, 第31条の8, 第3条 の3第1項, 刑法第60条) 【拳銃等の所持, 拳銃実包の 所持】	携帯電話	16	157	3	0	3
					28	570	7	0	
					16	102	8	0	
9	1	1	麻薬特例法違反 (同法第5条 第2号, 第8条第2項, 大麻取 締法第24条の2第2項, 同第1 項, 刑法第60条) 【業として行う大麻等の譲渡】	携帯電話	30	283	26	0	0

番号	傍 受 令 状			通信 手段 の種 類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第 1 号 (回)	第 3 号 (回)	
10	7	7	組織的犯罪処罰法違反（同法 第3条第1項第3号，刑法第199 条，第60条） 【組織的な殺人】	携帯電話	12	96	2	0	0
					23	605	2	0	
					12	73	2	0	
					7	4	1	0	
					2	0	0	0	
					12	168	0	0	
					7	153	0	0	
11	5	5	電子計算機使用詐欺（刑法第 246条の2，第60条）	携帯電話	20	265	10	0	0
					20	358	14	0	
					5	7	1	0	
					3	0	0	0	
					10	527	35	0	

(注1)「携帯電話」はPHSを含む。

(注2)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注3)組織的犯罪処罰法の条項については，平成23年法律第74号による改正前のものである。

別表 2

(平成 27 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名(罰条)	
2	5 (報告済み)	5 (報告済み)	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
3	5 (報告済み)	5 (報告済み)	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
4	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
8	3 (報告済み)	3 (報告済み)	麻薬特例法違反(同法第5条第4号, 第8条第2項, 覚せい剤取締法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	8
9	7 (報告済み)	7 (報告済み)	麻薬特例法違反(同法第5条第4号, 第8条第2項, 覚せい剤取締法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	14

(注1)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注2)「新たに逮捕した人員数」とは、平成27年中に傍受を実施した事件に関して、平成28年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注3)平成14年から平成26年までに傍受を実施した事件に関して、平成28年中に新たに逮捕した者はいなかった。